

学校評価制度について

1. 法令の規程

専修学校の学校評価制度は、平成 14 年の専修学校設置基準改正において、自己点検・自己評価の実施と公表が努力義務化されことからスタートした。

(1) 専修学校設置基準の改正

平成 14 年の改正では、自己評価について「教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない」そして、評価結果の第三者による検証として「点検及び評価の結果について、当該専修学校の職員以外の者による検証を行うように努めなければならない」と規定されている。

(2) 学校教育法の改正

平成 19 年 6 月 20 日、学校教育法等の一部を改正する法律が成立し、12 月 25 日に施行されました。改正された学校教育法第 42 条に学校評価に関する規定が整備され、自己評価は法令上で義務化された。

尚、遅くとも平成 20 年度末までには自己評価の実施及び公表等を行うことが求められ、ホームページなどに記載したり、広く住民の人にも閲覧可能な場所に掲示すること。

(3) 学校関係者評価について

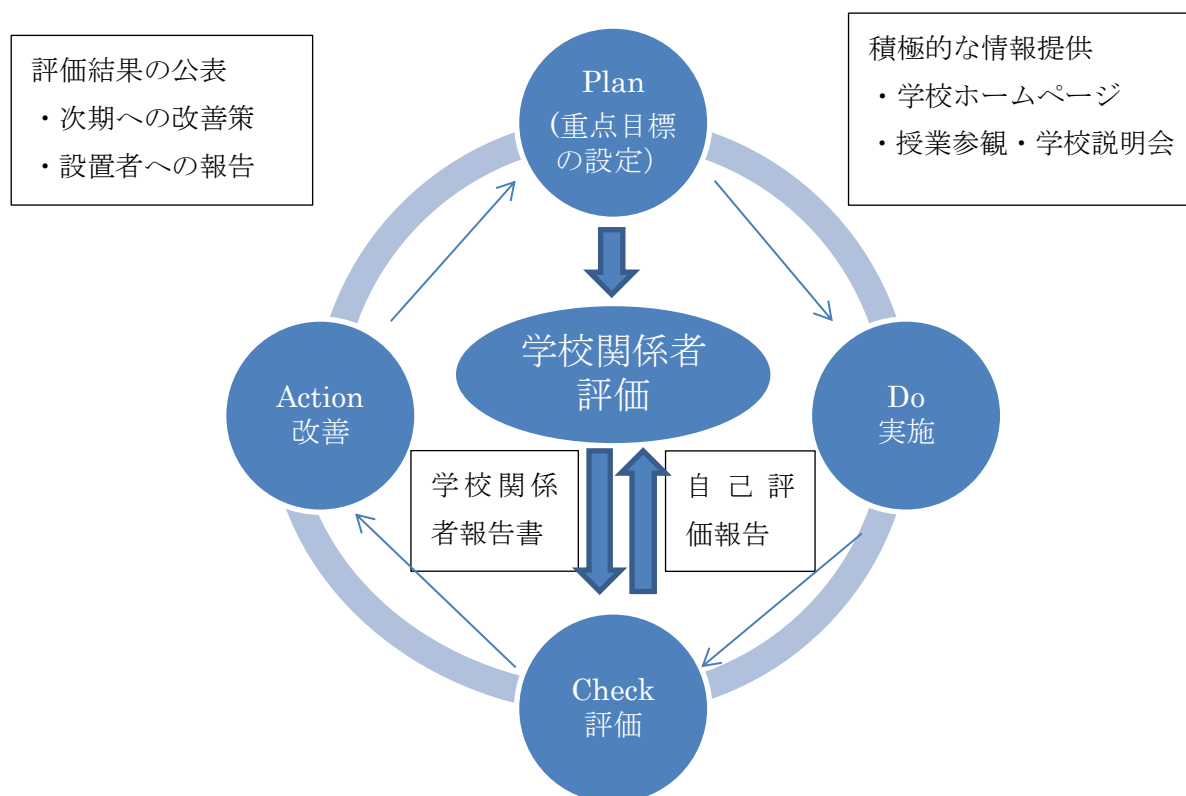
専修学校の学校評価制度には自己評価の他に自己評価結果を客観的に検証する仕組みとして「学校関係者評価」があります。法的には努力義務ですが、ガイドラインでは自己評価結果の客観性・透明性を担保するため、学校関係者評価への取り組みを推奨している。

- ①学校関係者評価は、自己評価の結果を踏まえて行うこととされていることから、自己評価の結果について学校関係者評価において評価することが求められること。
- ②学校の関係者である評価者は、当該学校の教職員を除き、当該学校の運営やその学生の育成にかかわりのあるものなど、当該学校と直接関係のあるものとするのが適当であること。
- ③必要に応じて、当該学校と直接の関係を有しない有識者を加えること。
- ④評価者による授業等教育活動等の観察や校長など教職員との意見交換を行うこと。
- ⑤学校関係者評価を実施し、その結果を取りまとめるにあたっては、評価結果及びその分析に加えて、学校においてそれらを踏まえた今後の改善方策について併せて検討することが適当である。

(4) 学校評価とPDCAサイクル

ガイドラインでは、教育目標・重点目標達成のために学校運営・教育活動の評価や情報提供を効果的に進め、改善する方法として、目標管理や業務改善等で一般的に用いられているPDCAサイクルを活用する。

PDCAサイクルとは、次のように教育目標・重点目標を達成するために教育活動における計画を立て、その計画に沿って、教育活動などを行い、自己評価・学校関係者評価を経て、必要があれば見直し、改善する仕組みです。



①PLAN

教育目標を踏まえ、重点目標を設定、目標達成に向けて実施計画・評価計画（評価項目・評価指標の設定・評価時期、評価方法等）策定し、可能な限り内容を学内外へ周知し、利害関係者等とも共有する。計画策定が重要で役割分担やスケジュールも含めて明確化して策定する必要がある。

②DO

教職員及びそれぞれの組織の役割分担を明確にしたうえで、目標達成に向けた学校運営・教育活動を展開していく。

③CHECK

評価項目・指標に基づいて、実施状況について自己評価を行う。自己評価は学内に適宜「自己評価実施委員会」等を設置し組織的に取り組むことが必要である。評価結果はPDCAの流れがわかるように報告書をまとめる。⇒自己評価

自己評価結果に基づき、学校が選任した委員（卒業生・保護者・企業関係者等）により「学校関係者評価委員会」を設置し、評価を実施し、評価結果、課題の改善に向けた指導、助言をまとめる。

④ACTION

評価の結果から目標と実績の差異（ギャップ）について原因などを分析し、「学校関係者評価委員会」からの意見、特に学科に関連する企業・団体関係委員の意見を活用して、改善に要する具体的な方策を定めるとともに次期の目標・計画を策定する。

⑤目標達成までの間、きめ細かに進行管理をする中で、必要に応じて中間評価を行い適宜、②DO③CHECKと④ACTIONを繰り返すことで、より実効性のある改善への取り組みとなる。